

# 第 6 編

南海トラフ地震防災対策推進計画



## 第1章 総則

### 第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

### 第2節 推進地域

南海トラフ法第3条第1項の規定に基づき指定された本県の地震防災対策推進地域の区域は、全市町村である。

【平成26年4月1日現在】

和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

### 第3節 特別強化地域

南海トラフ法第10条第1項の規定に基づき指定された本県の津波避難対策特別強化地域の区域は、次の19市町である。

【平成26年4月1日現在】

和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、湯浅町、広川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町

### 第4節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

和歌山県の地域に係る地震防災に関し、和歌山県、本県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第5章「防災関係機関の実施責任と業務大綱」に定めるところによる。

## 第2章 地震発生時の応急対策等

### 第1節 地震発生時の応急対策

#### 1 情報の収集・伝達

##### (1) 情報の収集・伝達

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあるため、下記について留意する。

ア 県・市町村は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該地震が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害となる可能性を考慮し、その規模を把握するための情報を収集するよう留意するとともに、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めるものとする。

イ 指定公共機関、指定地方行政機関は、災害情報を収集することとする。その際、当該災害が国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害であると認められるときは、特にその規模の把握のため必要な情報の収集に努めるものとする。

情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、第4編第2章「情報計画」に定めるところによる。

##### (2) 避難のための指示

###### 【地震全般】

ア 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し避難の指示をすることとする。

また、市町村長は、避難のための立ち退きを指示し、若しくは指示し、又は立ち退き先を指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告するものとする。

イ 知事は、災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村長が、避難のための立ち退きの指示ができなくなったときは、市町村長に代わって実施するものとする。

ウ 警察官又は海上保安官

① 市町村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要請があったときは、住民等に対して避難のための立ち退きを指示することとする。この場合、避難のための立ち退きを指示した旨を市町村長に通知することとする。

② 警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

エ 災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にいなくて特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

###### 【津波】

ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっ

くりとした揺れを感じたときには、市町村長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう指示することとする。

イ 地震発生後、津波警報等が発表されたときには、市町村長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう指示することとする。

ウ 知事は、当該災害の発生により市町村長が上記の指示できなくなったときは、市町村長に代わって実施するものとする。

### (3) 避難方法・避難誘導等

第4編第5章第3節「避難計画」に定めるところによるが、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅のための支援策等も講じることとする。

## 2 施設の緊急点検・巡視等

県・市町村は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

## 3 二次災害の防止

県・市町村は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、県は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、市町村へ指示するものとする。

## 4 救助・救急・消火・医療活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。その活動については、第4編第3章「消防計画」並びに第5章第10節「医療助産計画」に定めるところによる。

なお、文化財の被害軽減を図るため、延焼防止のための対策を予め講じることとし、その計画については、第3編第18章「文化財災害予防計画」に定めるところによる。

## 5 物資調達

(1) 県は、発災後適切な時期において、県が所有する公的備蓄量及び企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等について、主な品目別に確認するものとする。

(2) 県は、県内市町村における備蓄量について、(1)と同様把握し、必要に応じ市町村間のあわせ調整を実施する。

(3) 県は、(1)(2)により把握した数量及び市町村間の調整結果等を踏まえ、被災の状況を勘案し、県内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、国に対して調達、供給の要請を行う。

## 6 輸送活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。その活動については、第4編第16章第3節「輸送計画」に定

めるところによる。

## 7 保健衛生・防疫活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、国、地方公共団体等と連携し活動を行うこととする。その活動については、第4編第6章「保健衛生計画」に定めるところによる。

## 第2節 資機材、人員等の配備手配

### 1 物資等の調達手配

県は、県内の市町村における必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、市町村から当該物資等の供給の要請があった場合には、被害の状況を勘案し、必要に応じ当該物資等の供給体制の確保を図るため県が保有する物資等の放出等の措置及び市町村間のあっせん等の措置をとるとともに、県内で物資等が不足する場合には、必要に応じ、国や関西広域連合等に対して調達・供給の要請を行うものとする。

### 2 人員の配備

県は、管内の市町村における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町村への人員派遣等、広域的な措置をとるものとする。

### 3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、和歌山県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

## 第3節 他機関に対する応援要請

### 1 他の都道府県への応援要請

第4編第20章「広域防災体制の計画」に定めるところによる。

### 2 自衛隊の派遣要請

第4編第17章「自衛隊派遣要請等の計画」に定めるところによる。

### 3 近畿地方整備局の派遣要請

第4編第21章「近畿地方整備局による災害時の応援計画」に定めるところによる。

### 4 消防庁・警察庁等との連絡体制の確保

県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察災害派遣隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁及び代表消防機関及び警察庁と連絡体制を確保し、活動拠点の

確保等受け入れ体制を確保するように努めるものとする。

#### 5 海上保安庁との連絡体制の確保

和歌山海上保安部及び田辺海上保安部との連絡が困難な場合は、防災相互通信波を活用し、沖合いに配備された巡視船艇または航空機を通じて所要の連絡及び情報交換を行うものとする（海上保安庁船艇・航空機は防災相互通信波の受信機を搭載）。

#### 6 広域的な災害対応体制の整備

南海トラフ地震は、関東から九州に至る広域な地域に被害が発生する可能性があるため、災害発生時に隣接府県からの応援を求めることは困難であるため、国や他の都道府県と協議し、広域的な災害対応体制の整備に努める。

なお、その際には、東南海地震と南海地震の連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策についても考慮する。

## 第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 第1節 津波からの防護

#### 1 整備方針

津波からの防護施設等の整備については、「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」等に基づき、推進する。

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波被害のおそれのある地域において、水門等の自動化・遠隔操作化、防潮堤・堤防の補強等必要な施設整備を推進する。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うこととする。また、門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、閉鎖者の安全管理に配慮し、津波発生時に十分な避難時間が確保できないと判断された水門・樋門・陸閘については、大津波警報及び津波警報が発表された場合、閉鎖作業を行わず速やかに避難することとする。
- (3) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、水門・樋門・陸閘について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 県・市町は、津波により孤立が懸念される地域の港湾、漁港等の整備を行うこととし、その整備方針及び計画については、第3編第7章「海岸防災計画」、同第8章「港湾防災計画」、同第9章「漁港・漁村防災計画」に定めるところとする。
- (5) 県・市町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線の整備等を行うこととし、その整備等の方針及び計画については、第3編第23章「防災行政無線整備計画」に定めるところとする。

### 第2節 津波に関する情報の伝達等

- 1 津波に関する情報の伝達等については、第4編第2章第1節「津波警報・注意報・予報等の伝達計画」に定めるところによる。

### 第3節 避難対策等

#### 1 県の措置

県は、以下の事項について実施する。

- (1) 市町が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導
- (2) 県の管理する施設を避難所として開設する際の協力、避難にあたり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて収容者の救護のための必要な措置
- (3) 災害救助法の対象となる市町が行う避難対策についての指導調整
- (4) 居住者等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、「津波から『逃げ切



る!』支援対策プログラム」に基づく対策の推進

## 2 避難の確保

- (1) 県は、想定される津波の高さ、到達時間、浸水域等を調査し、市町が津波避難対象地域及び事前避難対象地域を定めることを支援する。
- (2) 市町は、避難対象地域において、津波からの避難場所、避難経路、その他津波災害の特性に応じた避難実施方法を定めることとし、各種防災施設の整備状況や、被害想定結果の活用などにより、その避難実施方法を見直すこととする。
- (3) 県、市町は避難場所、避難経路の整備、津波避難ビルの活用、既存施設の安全性の確保等を推進する。
- (4) 避難対象地域の居住者等は、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が襲来した場合に備える。
- (5) 南海トラフ法に基づく南海トラフ地震防災対策計画を作成する事業所においては、別に定める県の策定指針に基づき、計画を策定するとともに、所在する市町との連携を図る。
- (6) 自主防災組織や(5)に規定する事業所以外についても、具体的な避難の方法等を平時から確認しておく。
- (7) 津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域が指定された市町においては、地域防災計画の見直しを進める。また、各市町の地域防災計画に位置付けられた避難促進施設においては、避難確保計画を作成する。



和歌山県における津波災害警戒区域

### 3 避難指示の発令及び伝達方法

市町長は、第4編第5章第3節「避難計画」に定めるところにより実施する。

### 4 避難誘導、避難場所の運営体制

第4編第5章第3節「避難計画」に定めるところにより実施する。

この場合、避難行動要支援者の避難支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて留意することとするが、その方策については基本計画編第2編第31章「避難行動要支援者対策計画」に定めるところによる。

### 5 避難意識の普及啓発対策

県、市町は、地域住民や企業に対して、津波襲来時に的確な避難が行うことができるように避難訓練、地域住民も参画した津波避難計画作成、防災教育、津波ハザードマップの整備、ワークショップの開催等を通じて、住民等の津波避難に関する意識を啓発する。

## 第4節 消防機関等の活動

### 1 市町村の措置

市町村は、消防機関が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルール等の確立

### 2 県の措置

県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

- (1) 地震が発生した場合、報道機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、地域住民等の円滑な避難に必要な情報提供を行うこと。
- (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

### 3 水防管理団体等の措置

水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

## 第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

### 1 水道

水道事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

### 2 電気

- (1) 電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等に必要な電源供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。
- (2) 指定公共機関関西電力送配電株式会社和歌山支社が行う措置は、別に定めるところによる。

### 3 ガス

- (1) ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- (2) 指定公共機関大阪ガスネットワーク株式会社、指定地方公共機関新宮ガス株式会社が行う措置は、別に定めるところによる。

### 4 通信

- (1) 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。
- (2) 指定公共機関西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社が行う措置は、別に定めるところによる。

### 5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であるため、地震発生時には津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めることとする。
- (2) 放送事業者は、県、市町村、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、住民の円滑な避難に必要な情報提供に努めるよう留意する。
- (3) 指定公共機関日本放送協会和歌山放送局が行う措置は、別に定めるところによる。
- (4) 指定地方公共機関株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送テレビ株式会社、関西テレビ放送株式会社、読賣テレビ放送株式会社が行う措置は、別に定めるところによる。

## 第6節 交通対策

### 1 道路

県警察及び道路管理者等は、津波襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容を定めるとともに事前の周知措置を講じることとし、その計画については、第4編第16章第1節「道路交通の応急対策計画」に定めるところによる。

### 2 海上

- (1) 和歌山海上保安部及び田辺海上保安部は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じることとし、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について航路障害物が認められる場合は、応急的な

除去作業を行うよう努める。これらの計画については、第4編第16章第2節「船舶交通の応急対策計画」に定めるところによる。

(2) 港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなどの安全確保対策をとるものとする。

### 3 鉄道

鉄道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等において、運行の停止、その他運行上の措置を講じる。

### 4 乗客等の避難誘導

一般旅客運送に関する事業者は、列車、航空機、船舶等の乗客や、駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

## 第7節 県が管理又は運営する施設に関する対策

### 1 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

#### (1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク ブロック塀の転倒防止対策

#### (2) 個別事項

- ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ 学校、職業能力開発校、研修所等にあつては、
  - (ア) 当該学校等が、所在市町村の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
  - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置
- ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

## 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

  - ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
  - イ 無線通信機等通信手段の確保
  - ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) 市町村推進計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。
- (3) 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等に協力するものとする。

## 3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

## 第8節 迅速な救助

### 1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

県は、市町村の消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める取組みについて、必要に応じて適切な助言等を行うものとする。

### 2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

県は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うための方策に関する事項について、別に定めるものとする。

### 3 実働部隊の救助活動における連携の推進

県は、自衛隊・海上保安庁・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾・空港等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

### 4 消防団の充実

県は、市町村の消防団に関する加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る取組みについて、必要に応じて、適切な助言等を行うものとする。

## 第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

### 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達、県の防災体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報伝達は、第4編第2章第1節「大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報等の伝達計画」に定めるところによる。  
県の防災体制については、第4編第1章第1節「組織計画」に定めるところによる。

### 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第4編第2章第1節「大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報等の伝達計画」に定めるところによる。

また、災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第4編第1章第1節「組織計画」に定めるところによる。

#### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第4編第2章第4節「災害広報計画」に定めるところによる。

#### 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達

県の災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報収集は、第4編第2章第2節「被害情報等の収集計画」に定めるところによる。

県の災害対策本部等からの指示事項等の伝達は、第4編第1章第1節「組織計画」に定めるところによる。

#### 4 災害応急対策をとるべき期間

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。



また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

## 5 避難対策

### (1) 事前避難対象地域

市町村は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、あらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、あらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を推進計画に明示するものとする。

県は、想定される津波の高さ、到達時間、浸水域等を調査し、市町が事前避難対象地域を定めることを支援する。

### (2) 避難計画

後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る避難計画は、第4編第5章第3節「避難計画」に定めるところによる。

国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市町村の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難するものとする。指定避難所の場所、避難の経路及び方法については、市町村において別に定めるものとする。

なお、市町村長が発令する避難情報等の基準は、第4編第5章第3節2(2)「避難情報等の基準」に定めるところによる。

県は、第3編第26章「防災知識普及計画」の定めるところにより、高齢者等事前避難対象地域の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

また、県は、第4編第2章第4節「災害広報計画」の定めるところにより、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

### (3) 避難所の運営

避難所の開設や収容保護等については、第4編第5章第3節「避難計画」に定めるところによる。

## 6 消防機関等の活動

- (1) 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

(2) 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次のような措置をとるものとする。

ア 報道機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、避難場所に関する情報、津波に関する情報等、地域住民等の円滑な避難に必要な情報提供を行うこと。

イ 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

(3) 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に次のような措置をとるものとする。

ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知

イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置

ウ 水防資機材の点検、整備、配備

## 7 警備対策

県警察等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

## 8 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業の管理者等は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

ア 電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

イ 指定公共機関関西電力送配電株式会社和歌山支社がとる体制は、別に定めるところによる。

(3) ガス

ア ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

イ 指定公共機関大阪ガスネットワーク株式会社、指定地方公共機関新宮ガス株式会社がとる体制は、別に定めるところによる。

ウ ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信

指定公共機関西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社がとる体制及び行う措置は、別に定めるところによる。

(5) 放送

ア 放送事業者は、放送が居住者、観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であ

るため、正確かつ迅速な報道に努めることとする。

- イ 放送事業者は、県、市町村、防災関係機関と協力して、交通に関する情報、避難所に関する情報、住民の円滑な避難に必要な情報提供等に努めるよう留意する。
- ウ 指定公共機関日本放送協会和歌山放送局がとる体制は、別に定めるところによる。
- エ 指定地方公共機関株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送テレビ株式会社、関西テレビ放送株式会社、読賣テレビ放送株式会社がとる体制は、別に定めるところによる。

## 9 金融

指定公共機関日本銀行大阪支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置としてとるべき内容は、別に定めるところによる。

## 10 交通

### (1) 道路

- ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。
- イ 県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
- ウ 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、その周知方法は、第4編第2章第4節「災害広報計画」に定めるところによる。

### (2) 海上および航空

- ア 和歌山海上保安部及び田辺海上保安部、港湾管理者は、在港船舶の避難対策について、津波に対する安全性に留意し、地域別に行うものとする。
- イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し行うものとする。
- ウ 指定地方公共機関株式会社南紀白浜エアポートは、後発地震の発生に備えて、運航者に対し必要な航空情報の提供等を行うなど、事前に必要な体制を整備するものとする。

### (3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとし、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

## 11 県が管理又は運営する道路、河川その他の施設に関する対策

### (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。

ア 各施設に共通する事項

第6編第3章第7節「県が管理又は運営する施設に関する対策」に定めるところによる。

イ 個別事項

(7) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

(イ) 学校等にあつては、次に掲げる事項

① 児童生徒等に対する保護の方法

② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(ロ) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

① 入所者等の保護等の方法

② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 道路、河川、海岸等

ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

(3) 工事中の建築物等に対する措置

施設管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

## 1.2 滞留旅客等に対する措置

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を別に定める。

## 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、県の防災体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第4編第2章第1節「大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報等の伝達計画」に定めるところによる。

県の防災体制については、第4編第1章第1節「組織計画」に定めるところによる。

### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法は、第4編第2章第4節「災害広報計画」に定めるところによる。

### 3 災害応急対策をとるべき期間

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

### 4 県のとるべき措置

県は、第4編第2章第4節「災害広報計画」の定めるところにより、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、県は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

## 第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

### 1 整備すべき施設

次の施設等の整備計画については、地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」及び「津波から『逃げ切る!』支援対策プログラム」に定めるところによる。

なお、県が所有する施設については、別に定める耐震化の方針に基づき、対策を計画的かつ速やかに実施するとともに、災害時の拠点となる施設や主要な道路・港湾等の耐震診断・改修等の対策を特に推進する。

- (1) 避難場所の整備
- (2) 避難経路の整備
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に要する道路
- (5) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物
- (6) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (7) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を收容するための施設
- (8) 津波発生時における円滑な避難確保のための海岸保全施設又は河川管理施設
- (9) 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
- (10) 公的医療機関等の改築又は補強
- (11) 国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間医療を行っている病院等の改築又は補強
- (12) 社会福祉施設の改築又は補強
- (13) 公立の小学校、中学校等の改築又は補強
- (14) 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物の改築又は補強
- (15) 農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (16) 地域防災拠点施設
- (17) 防災行政無線施設その他の施設又は設備
- (18) 飲料水、貯水槽、水泳プール、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電設備、非常用電源施設その他の施設又は設備
- (19) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
- (20) 負傷者を一時的に收容、保護するための救護設備、その他応急的な措置に必要な設備又は資機材

### 2 整備方針

- (1) 県、市町村は、施設整備の年次計画にあたっては、防災効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
- (2) 県、市町村は、施設等の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に考慮する。

## 第6章 防災訓練計画

南海トラフ地震の影響が広域にわたることに配慮し、国、指定公共機関、地方公共団体及び地域住民等との連携を図ることに努めることとし、その事業計画については、第3編第25章「防災訓練計画」に定めるところによる。

## 第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

南海トラフ地震に関する地震防災上必要な教育及び広報については、第3編第26章「防災知識普及計画」に定めるところによる。